

上越教育大学同窓会会則

(令和4年7月16日)

最終改正 令和5年6月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、上越教育大学同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と啓発を図り、教育に関する諸問題に対して意見交流の場を提供するとともに、併せて上越教育大学（以下「大学」という。）の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員相互及び大学との連絡等に関する事業
- (2) 会員名簿の管理に関する事業
- (3) 大学との共同事業に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成する上で必要と認める事業

(事務所)

第4条 本会は、大学との共同事業の一環として、当該大学内（新潟県上越市山屋敷町1番地）に本会の事務所を置く。

(支部)

第5条 本会に、会の運営を円滑にするため、支部を置くことができる。

2 支部の開設等については、別に定める。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
 - (2) 特別会員
- 2 正会員は、大学の学校教育学部在学者及び卒業生並びに大学院学校教育研究科在学者及び修了者とする。
- 3 特別会員は、大学に在職している教員（正会員である者を除く。）であって、本会の目

的に賛同し、本会への入会を希望する者とする。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

2 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。

4 理事は、本会の運営にあたる。

5 監事は、本会の会務の状況及び会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長及び監事は、第14条に規定する役員選考会議が正会員の中から選出し、評議員会の承認を得て決定する。

(2) 理事は、第14条に規定する役員選考会議が評議員の中から選出し、評議員会の承認を得て決定する。

2 役員を選出に当たっては、当分の間、本会の前身である上越教育大学学校教育学部同窓会（以下「学部同窓会」という。）と上越教育大学大学院同窓会（以下「大学院同窓会」という。）を出身母体とする役員構成割合に配慮するものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のために選出された役員任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員)

第10条 本会に評議員を置き、正会員又は特別会員の中から選出する。

2 評議員は、本会の重要事項の評議にあたる。

3 評議員の選出については、別に定める。

(顧問及び参与)

第11条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から会長が指名することができるものとし、会務に関し会長の諮問に

応ずる。

- 3 参与は、大学の学長、理事又は副学長の中から会長が委嘱するものとし、大学との共同事業に関し会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第12条 本会に、第3条各号に掲げる事業の実施に係る会務を処理するため、事務局を置く。

(事務局長等)

第13条 事務局に、事務局長及び副事務局長を置き、理事の互選により選出する。

- 2 事務局長は、会務を統括する。
- 3 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員選考会議)

第14条 役員選考会議の構成員は、理事と監事の互選により若干員を選出する。

- 2 役員選考委員会の運営等については、別に定める。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会に、総会、評議員会及び理事会を置く。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 3 評議員会は、役員及び評議員をもって構成し、本会の重要事項を審議する。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会務を企画・審議・処理する。

(会議の招集及び議長)

第16条 総会、評議員会及び理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の定足数及び議決数)

第17条 総会、評議員会及び理事会は、会長を含む役員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(運営経費)

第18条 本会の運営に必要な経費は、入会金、会費、寄附金及びその他収入をもって充てる。

(入会金等)

第19条 正会員は、上越教育大学学校教育学部及び大学院学校教育研究科への入学時に、入会金10,000円を納入するものとする。ただし、既に正会員である者が大学院学校教育研究科へ入学する場合には、入会金の納入を要しない。

2 特別会員は、入会時に、入会金10,000円を納入するものとする。

3 退会する場合でも、納入した入会金等は還付しない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第6章 雑則

(細則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定め、評議員会に報告する。

2 この会則を改正しようとするときは、評議員会の議決を要するものとする。

附 則

1 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

2 上越教育大学学校教育学部同窓会会則（昭和61年3月15日）並びに上越教育大学大学院同窓会理事会運営に関する細則（平成10年4月1日）及び上越教育大学大学院同窓会役員選考委員会運営細則（平成10年4月1日）は、廃止する。

3 この会則施行の際、学部同窓会に置かれていた都道府県支部については、大学院同窓会に置かれている支部と統合するまでの間、第5条の規定に基づく本会の支部とみなす。

4 この会則施行の際、学部同窓会の正会員及び賛助会員については、第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づく本会の会員となる。

5 この会則施行の際、新たに選出される役員等については、学部同窓会及び大学院同窓会から本会への移行を円滑に行うため、第7条、第8条、第10条及び第12条から第14条までの規定にかかわらず、以下のとおりとする。

(1) 会長 大学院同窓会会長であった者をもって充てる。

(2) 副会長 旧学部同窓会会長及び副会長並びに大学院同窓会副会長であった者をもって充てる。

(3) 理事 旧学部同窓会幹事及び大学院同窓会理事であった者をもって充てる。

- (4) 監事 旧学部同窓会監事及び大学院同窓会監事であった者をもって充てる。
- (5) 評議員
 - ① 各支部から選出された者 各1人
 - ② 学校教育学部第3年次クラス代表（3年次不在の場合は他年次より選出）
 - ③ 大学院学校教育研究科の各コースにおける最小単位から選出された在
学生 各1人
 - ④ 大学に在職している正会員
- (6) 事務局長 大学院同窓会事務局長であった者をもって充てる。
- (7) 副事務局長 大学院同窓会副事務局長であった者をもって充てる。